

○東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校校則

〔昭和29年12月7日〕
制 定

改正 平成20年10月17日 平成24年6月13日
平成24年12月13日 平成25年10月24日

第1章 目的

第1条 東京藝術大学音楽学部附属音楽高等学校（以下「本校」という。）は、学校教育法に基づいて高等普通教育及び音楽に関する専門教育を施すとともに、東京藝術大学音楽学部の教育計画にしたがって音楽教育の理論と実際を研究し、あわせて音楽学部学生の教育実習を行うことを目的とする。

第2章 編成及び運営

第2条 生徒の定員は120名とする。

第3条 職員は、校長、副校長、主幹教諭、教諭、養護教諭及び事務職員で組織する。

第4条 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

第4条の2 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。

第5条 本校の教育活動を円滑かつ効果的に展開し、調和のとれた学校運営を図るため、教務主任、保健主事、生徒指導主事及び進路指導主事（以下「主任等」という。）を置く。ただし、主任等の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情がある場合は、主任等を置かないことができる。

2 主任等の職務は、学校教育法施行規則の定めるところによる。

3 主任等は、校長が命ずる。

4 主任等の任期は、1年とし、再任を妨げない。ただし、主任等に欠員が生じた場合の補欠の主任等の任期は、前任者の残任期間とする。

第6条 本校に運営委員会を置く。

2 運営委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

第7条 本校に、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、第3条で規定する職員で構成し、校長が主宰する。

第8条 本校に、学校評議員を置く。

2 学校評議員に関する規則は、別に定める。

第3章 修業年限、学年、学期及び休業日

第9条 修業年限は3年とし、その課程は通常の課程とする。

第10条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

学年を分けて次の2学期とする。

第1学期 4月1日から9月30日まで

第2学期 10月1日から翌年3月31日まで

第11条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日

開学記念日 10月4日

夏季休業 7月21日から8月31日まで

冬季休業 12月25日から1月7日まで

学年末休業 3月25日から4月5日まで

臨時休業日は、その都度定める。

2 休業日については、都合により変更することがある。

第4章 教科課程

第12条 本校の教科課程は、別表のとおりとする。ただし、この表に規定する以外に実技を課すことがある。

第5章 課程修了の認定

第13条 各教科科目について所定時数の授業を受け、その教科科目を修得したと認めるときは、その教科科目について定められた数の単位を与える。

第14条 全課程を修了した者には、卒業証書を授与する。

第6章 入学、転学、休学及び退学

第15条 入学志願者については、別に定める選抜の方法により入学を許可する。

第16条 入学を許可することのできる者は、中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。

第17条 転入学又は編入学を希望する者については、その理由及び学力を審査して入学を許可することがある。

第18条 やむを得ない理由によって本校を退学し、同一学年に再入学を希望する者があるときは、その理由及び学力を審査して入学を許可することがある。

第19条 入学を志願する者は、所定の入学願書に検定料をそえて、出願期日以内に願出しなければならない。

第20条 入学を許可された者は、所定の期間内に保証人2人（1人は保護者若しくはこれに代わる者、1人は本校所在地又は近郊に居住する者）連署の誓約書に、所定の入学料を添えて提出しなければならない。ただし、第26条の規定により入学料の免除又は徴収猶予の許可を受けようとする者については、入学料免除申請書又は入学料徴収猶予申請書の受理をもって、入学手続上入学料の納付に代えることができる。

第21条 転入学、編入学又は再入学については、前2条の規定を準用する。

第22条 既納の入学検定料及び入学料は、いかなる理由があっても還付しない。

第23条 入学の時期は、毎学年始めから30日以内とする。

第24条 他に転学しようとするときは、その理由をそえて保証人から願出で許可を得なければならない。

第25条 病気その他の理由により、休学又は退学しようとするときは、その理由をそえて保証人から願出で、許可を得なければならない。

第7章 検定料・入学料及び授業料

第26条 検定料・入学料及び授業料の額は、東京藝術大学における授業料その他の費用に関する規則に定めるところによる。

第27条 授業料は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、納付する者から申出があった場合には、前期分徴収の際、後期分も併せて納入することができる。

前期 年額の2分の1（納入期限4月30日まで）

後期 年額の2分の1（納入期限10月31日まで）

2 前項の規定にかかわらず、受給権者（公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成22年法律第18号）第6条に規定する受給権者をいう。以下同じ。）に係る授業料の納付については、授業料の年額の12分の1に相当する額に、受給権者が月の初日に在学する月数を乗じて得た額の高等学校等就学支援金を、学長が受給権者に代わって受領することをもって代える。

第28条 特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を免除することができる。

2 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められるとき又はその他特別な事情により入学料の納付が著しく困難であると認められるときは、入学する者の願い出により入学料の全額又は半額を徴収猶予することができる。

3 入学料の免除及び徴収猶予に関する規則は、別に定める。

第29条 特別な事情があると認められるときは、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

2 授業料の免除及び徴収猶予に関する規則は、別に定める。

第30条 退学及び転学の場合は、その者が在学していた期までの授業料を徴収する。

第31条 授業料の納付期から6月までの間に復学したときは、次の算式により算出した授業料額を、その復学の際徴収し、その後における授業料納付期からは、每期1期分授業料額を徴収する。

復学当月から次の授業料納付期までの月数
年額× $\frac{\quad}{12}$

12

第32条 既納の授業料は、還付しない。ただし、入学を許可するときに納付した者が、入学年度の前年度末日までに入学を辞退した場合は、この限りでない。また、前期分授業料納入の際、後期分授業料を併せて納付した者が、後期の徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分授業料に相当する額を還付する。

第33条 入学料又は授業料を定日までに納付しないときは、本人及び保証人に催告し、なお納付しないときは退学を命ずることができる。

第8章 賞罰

第34条 学術性行優良な生徒は、これを表彰することがある。

第35条 生徒が次の各号の一に該当したときは、校長がこれを懲戒する。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者
- (4) 学校の秩序をみだし、その他生徒としての本分に反した者

2 懲戒は、戒告、停学及び退学とする。

附 則

この学則は、昭和29年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和31年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和33年1月10日から施行する。

附 則

この学則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和41年5月20日から施行し、昭和41年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、昭和47年4月20日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。
- 2 昭和47年3月31日以前に入学した者の授業料の額は、この規則による改正後の本学音楽学部附属音楽高等学校学則（以下「改正学則」という。）第21条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 昭和47年4月1日以後において転入学、編入学又は再入学をした者の授業料の額は、当該者の属する年次の在学者と同額とする。
- 4 昭和47年度において入学した者から徴収する同年度の授業料の額は、改正学則第21条の規定にかかわらず、次の表に定める前期及び後期の額を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において徴収するものとする。

前 期	2, 4 0 0 円
後 期	4, 8 0 0 円

- 5 昭和47年度における入学を許可される者の入学料の額は、改正学則第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 昭和47年度の入学、転入学、編入学又は再入学をする者の検定料の額は、改正学則第14条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この校則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、昭和50年9月18日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この校則は、昭和51年3月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成3年4月18日から施行し、平成3年3月1日から適用する。

附 則

この校則は、平成4年5月12日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この校則は、平成4年9月17日から施行し、平成4年9月1日から適用する。

附 則

この校則は、平成12年6月22日から施行する。

附 則

この校則は、平成13年7月12日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この校則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成15年2月17日から施行する。

附 則

この校則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成17年1月20日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この校則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成20年11月1日から施行する。

附 則

この校則は、平成24年6月13日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この校則は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この校則は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

別表（第12条関係）教育課程表

教科	科 目	科 目 単 位 数				教科単位数 計			
		1 年	2 年	3 年	計				
国語	国 語 総 合	4			4	12			
	現 代 文		2	2	4				
	古 典		2	2	4				
地歴 公民	世 界 史 A	2			2	7			
	日 本 史 B		3		3				
	現 代 社 会			2	2				
数学	数 学 I	2	1		3	3			
理科	理 科 総 合 A	2			2	4			
	理 科 総 合 B		2		2				
保健 体育	体 育	2	2	3	7	9			
	保 健	1	1		2				
英語	英 語 I	4			4	16			
	英 語 II		4		4				
	オーラル・コミュニケーション I	1	1		2				
	リーディング			3	3				
	ライティング			3	3				
家庭	家 庭 基 礎		1	1	2	2			
情報	情 報 A			2	2	2			
普通科目計		18	19	18	55	55			
音楽	音 楽 理 論	1	1	1	3	35～37			
	音 楽 史	1	1	1	3				
	演 奏 法	1		1	2				
	ソルフェージュ	3	3	3	9				
	専 攻 実 技	1	1	1	3				
	副 科 実 技 (ピアノ・声楽・打楽器)	必修 選択	1	1	1		3		
			0	0～1	0～1		0～2		
	A B		A B	A B	A B		A B		
	合 唱	合 奏 (オーケストラ)	2	3	2		3	2	3
重 奏 (室内楽)		2	1	2	1	2	1	6	3
音楽科目計		12	11～12	12～13	35～37	35～37			
総合学習		1	1	1	3	3			
特別 活動	ホ ー ム ル ー ム	1	1	1	3	3			
合 計		32	32～33	32～33	96～98				

備考 A……作曲・声楽・ピアノ・邦楽

B……弦楽器・管打楽器